

兵庫県公報

平成19年3月22日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告示

○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課） ページ 1

告示

兵庫県告示第301号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年3月12日に、尼崎市東難波町4-18-23労働組合武庫川ユニオン執行委員長上山史代から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。
平成19年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

労働組合武庫川ユニオンが主張する次の事項について
組合員の雇用の継続確保に関する要求

2 日時

平成19年3月23日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

尼崎市弥生ヶ丘町1番1号 尼崎市弥生ヶ丘斎場

4 概要

全面的あるいは部分的な業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。